

脱炭素先行地域づくり事業補助金
(薪ストーブ導入)
よくある質問

令和 8 年 7 月 21 日 現在

目 次

【用語の定義について】	1
1. 「脱炭素先行地域」とは何ですか？	1
2. 民生部門とは何ですか？	1
【事業全般について】	2
1. 事業の目的は何ですか？	2
2. 補助事業の内容を教えてください。	2
3. 申請から補助金交付までの流れ、募集期間について教えてください。	2
4. 申請後、交付決定までどのくらいかかりますか？	2
5. 交付決定の通知を受けた後、いつから発注・契約等を進めて良いですか？	2
6. 市からの交付決定前に、設置工事を進めてもよいですか？	3
7. 他の補助金等との併用は可能ですか？	3
8. この補助事業の期限はいつまでですか？	3
9. 応募の受付数に上限がありますか？	3
10. 補助金を申請しようとしたましたが、予算上限に達したとのことで、申請できませんでした。すでに各システムの設置工事は完了しましたが、来年度に改めて申請することは可能ですか？	3
11. 申請書の提出窓口はどこになりますか？	4
【補助対象について】	5
1. 補助対象者を教えてください。	5
2. 「脱炭素先行地域に住所を有する」とはどのような方を指しますか？	5
3. 既設の建物に対象設備の設置工事中ですが、補助の対象となりますか？	5
4. 対象設備付の建物を新築中ですが、補助の対象となりますか？	5
5. 現在薪ストーブを設置していますが、古くなったので買い替えを検討しています。補助の対象になりますか？	5
6. 1年前に薪ストーブを設置しました。補助の対象になりますか？	5
7. 暖をとるために屋外に薪ストーブの設置を計画しています。補助の対象となりますか？	5
8. 補助対象が「市税を完納している方」とありますが、“市税等”とは何ですか？	6
9. 店舗兼住宅に設置する場合は対象となりますか？	6
10. インターネット等で購入した薪ストーブを業者に設置してもらう場合、補助対象とな	

りますか？	6
11. 単身赴任者です。赴任先に住民票を移していますが、家族が住んでいる釜石市内の家に対象設備を設置した場合、対象となりますか？	6
12. 市外に住んでいますが、釜石市内の別荘に設置した場合は対象となりますか？	6
13. 釜石内への居住予定者（転入）は対象となりますか？	6
14. 親が所有する住宅に住んでいます。私が対象設備を設置しようと思いますが、対象となりますか？	6
15. どの期間に支払った金額が補助の対象となりますか？	6
16. 市内に店舗を持っており、その建物に薪ストーブ等を設置する予定です。こういった事業所が補助の対象になりますか？	7
17. 譲り受けた機器等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？	7
18. 消費税は補助対象経費の対象となりますか？	7
19. 対象エリア外に居住していますが、対象エリアへ転居予定です。補助金は利用できますか？	7
20. 薪ストーブが設置されている建売住宅の購入を検討しています。補助対象になりますか？	7
21. 導入した設備について、処分（廃棄等）制限・期限はありますか？	7

【交付申請について】

1. 交付申請に必要な書類を教えてください。	8
2. 書類を間違えた時の訂正はどうすればよいですか？	8
3. 「納税証明書」はどこで証明を受けるのですか？	8
4. 市外から釜石市に転入してきましたが、「納税証明書」は必要ですか？	8
5. 新築住宅の場合、申請書に記入する住所は現在の住所ですか？	8
6. 工事日程（事業実施期間）や補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいですか？	8
7. 補助事業の「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか？	9
8. 複数年度の事業計画で交付申請することは可能ですか？	9
9. 二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにも薪ストーブの設置を行う場合、二世帯分として補助金活用は可能ですか？	9

【交付請求について】

1. 交付請求時に必要な添付書類はなんですか？また、全て揃える必要がありますか？	10
--	----

- 2. 事業実績書に記載する事業完了日は、どの日付のことですか？ 10
- 3. 新築住宅のため、申請時と住所が異なります。交付請求書や請求書の住所は、どの住所を記入するのですか？ 10
- 4. 交付請求後、補助金が振り込まれるまで、どのくらいかかりますか？ 10
- 5. 交付請求書等の書類提出の期限はいつまでですか？ 10

【用語の定義について】

1. 「脱炭素先行地域」とは何ですか？

環境省の制度である「脱炭素先行地域」は、2050 年カーボンニュートラル（二酸化炭素（以下「CO2」という。）の排出量と吸収量を均衡させること）の実現に向け、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO2 排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減についても、国全体の 2030 年度目標（温室効果ガス排出量を 2013 年比で 46%削減）と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のことです。

選定された地域には、国より「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」が交付されます。当市もこの交付金を活用しつつ、対象エリア外への波及「脱炭素ドミノ」に貢献できるよう、いち早く対象エリア内の脱炭素実現に向けて取り組んでいきます。今回の補助制度もこの国の交付金を活用します。

2. 民生部門とは何ですか？

民生部門については、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）」（令和 4 年 3 月）に則しており、「家庭部門」と「業務その他部門」に分けられます。

「家庭部門」は、家庭におけるエネルギー消費に伴う排出です。

また、「業務その他部門」は、事務所、ビル、商業、サービス施設等のエネルギー消費に伴う排出です。

なお、自動車等（家庭や事業所の敷地外で利用される輸送機関）による人、物の輸送、運搬に消費するエネルギーは、民生部門ではなく、運輸部門として扱います。

この補助金の対象となるのは、民生部門での設備導入となります。

部門の種類		対 象
民生部門	家庭部門	住宅
	業務その他部門	・第 1 次、第 2 次産業の事務所等 ・第 3 次産業（通信、商業、不動産、サービス業等）
産業部門		第 1 次産業、第 2 次産業（製造業、農林水産業、鉱業、建設業等）
運輸部門	旅客部門	乗用車やバス等
	貨物部門	陸運や海運、航空貨物等

【事業全般について】

1. 事業の目的は何ですか？

当市では、環境への負荷が少ない再エネ等設備の導入促進を目的に補助金を交付します。

当市は、令和6年9月に環境省より「第5回脱炭素先行地域」に選定され、同省に提出した計画提案内容における取組のひとつとして、民生部門への再エネ等設備の導入促進を図るものです。

2. 補助事業の内容を教えてください。

補助対象経費及び補助金額は以下のとおりです。

▶補助対象経費

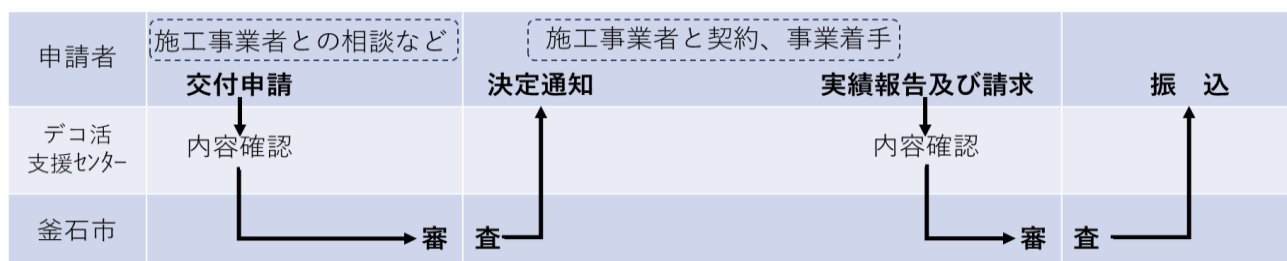
薪ストーブを設置するために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費。また、その他市長が特に必要と認める経費。

▶補助金額

補助対象経費の3分の2に相当する額。ただし、1件当たり41万3,000円を上限とする。

3. 申請から補助金交付までの流れ、募集期間について教えてください。

補助金申請の流れについては、大まかに以下のとおりとなります。詳細については交付要綱等をご覧ください。



令和8年度の申請受付期間は令和8年7月21日（火）から令和9年1月29日（金）までです。

4. 申請後、交付決定までどのくらいかかりますか？

交付申請書に不備がなければ、申請書受付日から14日以内に交付の可否を通知します。

5. 交付決定の通知を受けた後、いつから発注・契約等を進めて良いですか？

補助事業者は、交付決定日以降に事業を開始することが可能となります。市における公募開始以降、交付決定前までの期間に施工登録業者と発注及び契約締結に向けた準備行為（見積合わせ等）を行うことは認められますが、発注又は契約を締結するにあたっては、当該発

注・契約の締結日が交付決定日以降となるようにお願いします。交付決定日以前の経費については、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

6. 市からの交付決定前に、設置工事を進めてもよいですか？

原則、交付決定後に設置工事を行っていただくこととなります。ただし、やむを得ない事情のため事前に着工を行いたい場合、事前に、市生活環境課（TEL：27-8453）までご相談ください。

事前着工は可能ですが、交付決定を受けるまでの期間（交付決定がされなかった場合も含む）に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承いただいた上で、当該事業の着工をお願いします。

7. 他の補助金等との併用は可能ですか？

本補助金と、国からのその他の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 2 条第 1 項に掲げる補助金等及び第 4 項に掲げる間接補助金等）を、同一の設備に対し重複する形で併用することはできません。

8. この補助事業の期限はいつまでですか？

令和 7 年度～令和 11 年度の間の事業実施を予定していますが、事業の進捗状況や予算の状況により期間終了が前後する可能性があります。

9. 応募の受付数に上限がありますか？

国の交付金を活用するため、毎年度（4 月～翌 3 月）の交付できる額は限りがあります。毎年度、先着順により受付した申請内容を審査し、交付決定を行い、各年度の予算上限に達すると、以降の申請は受付できなくなりますので、お早めに申請をお願いします。

また、交付申請された方により交付額も変わりますので、「年間何件まで受付可能」と申し上げることはできません。申込みが予算に達した場合は、ホームページ等でお知らせします。

10. 補助金を申請しようとしたのですが、予算上限に達したとのことで、申請できませんでした。すでに各システムの設置工事は完了しましたが、来年度に改めて申請することは可能ですか？

すでに設置工事が完了した場合は補助対象経費として認められません。必ず、着工前に申請してください。また、各年度の予算には限りがあるため、計画的に申請をお願いします。

11. 申請書の提出窓口はどこになりますか？

釜石市デコ活支援センターが窓口となります。

また、先着順での受付のため、ご足労おかけしますが、一般住宅の方は「魚河岸テラス 1F」、事業所の方は「釜石・大槌地域産業育成センター」に直接お越しいただき、提出をお願いします。郵送や電子での申請は受け付けていませんのでご了承ください。なお、不備なく書類が整った状況で受付になります。事前確認はメールで受け付けますので、データを送付してください。

どうしても直接お越しいただくことが難しい場合は、事前にご相談ください。

【お問い合わせ先】

釜石市デコ活支援センター

一般住宅は 魚河岸テラス内（魚河岸 3－3） 受付時間：9 時～16 時（火～土）

メール：contact@dmo-kamaishi.com 電話：27-5566

事業所は 釜石・大槌地域産業育成センター（平田 3－75－1）

受付時間：9 時～16 時（月～金）

メール：info@ikusei.or.jp 電話：26-7555

【補助対象について】

1. 補助対象者を教えてください。

補助金対象者は、脱炭素先行地域に住所を有する方又は事業所が所在する事業者であり、かつ、市税を完納している方で、次の各号のいずれかに該当する方です。

ただし、過去に同一住宅又は同一事務所において、薪ストーブの導入に要する経費として市の補助金を受けていない方に限ります。

- (1) 当該年度に住宅又は事業所に薪ストーブを設置し、住宅においては自らが当該住宅に居住し、又は居住を予定している者
- (2) 当該年度に薪ストーブが既に設置された建売住宅を購入し、追加で薪ストーブを設置する者で、自らが当該住宅に居住し、又は居住を予定している者

2. 「脱炭素先行地域に住所を有する」とはどのような方を指しますか？

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）により釜石市の住民基本台帳に対象エリアの住所として記録されている方とします。

3. 既設の建物に対象設備の設置工事中ですが、補助の対象となりますか？

交付申請時に設置工事を着工している場合は、補助の対象となりません。工事の着工は、交付決定日（交付決定通知書の通知日）以降に行ってください。

4. 対象設備付の建物を新築中ですが、補助の対象となりますか？

交付申請時に対象設備に係る設置工事を着工している場合、補助の対象とはなりません。交付決定日以降に、関連の設置工事を開始してください。

5. 現在薪ストーブを設置していますが、古くなったので買い替えを検討しています。補助の対象になりますか？

交付申請時に設置工事着手前であれば、補助の対象となります。煙突（薪ストーブ本体以外）のみの買い替えや設置は対象となりません。

6. 1 年前に薪ストーブを設置しました。補助の対象になりますか？

新規に設置する場合は補助対象となるので、この場合は対象となりません。

7. 暖をとるために屋外に薪ストーブの設置を計画しています。補助の対象となりますか？

対象となりません。薪ストーブは屋内に設置して暖房に使う場合に限り補助の対象となります。

8. 補助対象が「市税を完納している方」とありますが、“市税等”とは何ですか？

“市税等”とは次の通りです。

【個人の場合】市県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税

【法人の場合】法人市民税、市県民税（特別徴収）、固定資産税及び軽自動車税

9. 店舗兼住宅に設置する場合は対象となりますか？

対象となります。住宅部分に設置する場合の条件として、そこに住んでおりかつ住民票の登録がある必要があります。

10. インターネット等で購入した薪ストーブを業者に設置してもらう場合、補助対象となりますか？

要綱に記載の要件を満たす薪ストーブであれば補助対象となります。設置にあたっては建築基準法やその他関係法令（消防法第9条、釜石大槌地区行政事務組合火災予防条例第3条第14号）を遵守した設置が必要です。

11. 単身赴任者です。赴任先に住民票を移していますが、家族が住んでいる釜石市内の家に対象設備を設置した場合、対象となりますか？

対象となりません。釜石市内にお住いの家族の方が申請者となる必要があります。

12. 市外に住んでいますが、釜石市内の別荘に設置した場合は対象となりますか？

対象となりません。条件として、そこに住んでおりかつ住民票の登録がある必要があります。

13. 釜石内への居住予定者（転入）は対象となりますか？

対象となります。交付請求書提出時に、市内（対象設備設置場所）に住所を有することが条件となります。

14. 親が所有する住宅に住んでいます。私が対象設備を設置しようと思いますが、対象となりますか？

対象となります。この場合、申請時に、住宅の所有者（親）の承諾書を添付してください。

15. どの期間に支払った金額が補助の対象となりますか？

年度内（4/1～3/31）の交付決定日から、交付請求書の提出期限までに支払った金額が

対象となります。

16. 市内に店舗を持っており、その建物に薪ストーブ等を設置する予定です。こういった事業所が補助の対象になりますか？

釜石市内に事務所等を有する法人又は個人事業者をいいます。

17. 譲り受けた機器等、中古品等の設置も補助の対象となりますか？

補助対象外です。未使用かつ購入品が対象となります。

18. 消費税は補助対象経費の対象となりますか？

申請が個人の場合は消費税分も補助対象となります。

申請が事業者の場合は消費税分は補助対象外となります。

19. 対象エリア外に居住していますが、対象エリアへ転居予定です。補助金は利用できますか？

利用可能です。ただし、交付請求書の提出時点までに対象エリア内に転居することを条件に交付申請が可能です。

20. 薪ストーブが設置されている建売住宅の購入を検討しています。補助対象になりますか？

薪ストーブの導入が補助対象になりますので、薪ストーブが設置されている建売住宅の購入は補助対象外になります。

21. 導入した設備について、処分（廃棄等）制限・期限はありますか？

法定耐用年数に基づきます。令和8年4月現在の法定耐用年数において、設置日から起算して6年が処分制限期間となり、その間は廃棄や譲渡等の処分はできませんのでご注意ください。なお、状況に応じて処分期間が異なる可能性もあります。

やむを得ず処分する場合は、事前に市長の承認を受けていただくことになります。場合によっては、補助金を返還いただく可能性もあります。

【交付申請について】

1. 交付申請に必要な書類を教えてください。

以下のとおりです。各1部を提出してください。

- ・ 補助金交付申請書
- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 設備設置工事に係る見積書又は工事請負契約書の写し（設備設置に要する経費の内訳が確認できる資料）
- ・ 設置（予定）場所の位置図
- ・ 設置（予定）箇所のフルカラー写真
- ・ 釜石市内に住所を有することを証明できるもの（住民票の写し、運転免許証の写し、個人番号カードの写し等）
- ・ 納税証明書

2. 書類を間違えた時の訂正はどうすればよいですか？

署名の場合は、訂正箇所を二重線で消し、消した近くにフルネームをご署名の上書き直してください

記名押印の場合は、訂正箇所を二重線で消し、申請書と同じ印鑑を押印して書き直してください。

※金額部分は訂正不可です。

3. 「納税証明書」はどこで証明を受けるのですか？

市税務課及び各地区生活応援センター（釜石地区を除く）で証明を受けることができます。

4. 市外から釜石市に転入してきましたが、「納税証明書」は必要ですか？

必要になります。

5. 新築住宅の場合、申請書に記入する住所は現在の住所ですか？

現在の住所を記入してください。ただし、交付請求書提出時には転入・転居することが必要となりますので、提出時までには手続きをしてください（交付請求時に、転入・転居後の住民票が必要です。）。

6. 工事日程（事業実施期間）や補助対象設備等に変更がある場合どうすればよいですか？

当初の交付申請内容に変更が生じる場合は、あらかじめ事業計画変更（中止、廃止）承認

申請書を提出いただき、市より承認を受ける必要があります。

ただし、軽微な変更については、事業計画変更（中止、廃止）承認申請書の提出は必要ありません。

なお、工事日程（事業実施期間）の短縮は『軽微な変更』に該当しますが、延長は『軽微な変更』に該当しませんので、上記の手続きが必要となります。

7. 補助事業の「軽微な変更」とは具体的にどのような場合を指しますか？

「軽微な変更」とは、以下の2点に該当しない場合を指します。

- ・ 事業費又は事業量若しくは各経費の配分の20%以上の変更をする場合
- ・ 事業の種別、目的、施工場所その他交付の決定に影響を及ぼす変更をする場合

なお、変更する必要が生じ、ご不明な点がある場合は、市生活環境課（TEL：27-8453）へご相談ください。

8. 複数年度の事業計画で交付申請することは可能ですか？

単年度の事業計画が補助対象になります。

9. 二世帯住宅（敷地内で建物が分かれている場合も含む）等で、どちらにも薪ストーブの設置を行う場合、二世帯分として補助金活用は可能ですか？

補助対象になります。

なお、一方の世帯の方が二世帯分を申し込むことはできません。各世帯の方が申請をお願いします。

【交付請求について】

1. 交付請求時に必要な添付書類はなんですか？また、全て揃える必要がありますか？

以下のとおりです。各1部を提出してください。

基本的に、全て揃えていなければ受付できません。提出が難しい書類等については、別途、釜石市デコ活支援センターまでご相談ください。

- ・ 補助金交付請求（精算）書
- ・ 事業実績書
- ・ 収支精算書
- ・ 設置場所の位置図
- ・ 設置箇所のフルカラー写真
- ・ 補助事業に要した費用に係る領収書及び内訳書の写し（請求書、注文書、納品書等）
- ・ 補助金振込口座の通帳等の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類

2. 事業実績書に記載する事業完了日は、どの日付のことですか？

設置工事完了日、工事代金支払日、保証書記載日のいずれかで最も遅い日付のことです。

※工事代金支払（受領）日…振込日など。

保証書記載日…保証書に記載されている商品引き渡し日など。

3. 新築住宅のため、申請時と住所が異なります。交付請求書や請求書の住所は、どの住所を記入するのですか？

転入・転居後の現住所を記入してください。

4. 交付請求後、補助金が振り込まれるまで、どのくらいかかりますか？

交付請求後、審査を行い、適当であると認めた場合は、概ね1ヶ月を目安に申請者の指定する本人の口座に振り込みます。通帳記入などにより入金を確認を行ってください。

5. 交付請求書等の書類提出の期限はいつまでですか？

交付請求書等の書類は、毎年度2月末日までに直接、釜石市デコ活支援センターにご提出ください。